件名	▲ 教育職員の給与に関する条例等の−	部を改正する条例
主管課	義務教育課 高校教育課	
攺 正 条 例 等	教育職員の給与に関する条例	
	教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例	
_	教育職員の給与等に関する特別措置	条例
【改正の概要】		
	良立中等教育学校が設置されることに	
		の改善により、勤務地の特殊性が著しく薄
らいでいること	とから、「へき地手当」を見直すもの	
【改正の内容】		> +□=== /++
	るび「県立中等教育学校」の設置に伴	
	交長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭 され、中等教会党はの会期調知	
	学校、中等教育学校の前期課程 、	同守子仪、 <u>屮寺狄月子仪の後期誄柱</u>
<u> </u>	D教育職員の「給料表」の適用範囲	
	新	
(1) 中学校、小学校教育職員給料表の適用範囲 ア 中学校又は小学校に勤務する教育職員		(1) 中学校、小学校教育職員給料表の適用範囲
		中学校又は小学校に勤務する教育職員
	に勤務する教育職員のうち、高等学校の教	
	<u>しない者及び中等教育学校の後期課程の</u> 、かつ、進路指導その他当該中等教育学校	
	、かり、運動損募での他当該中等教育学校 務に従事しない者	
(2) 高等学校等教育		
(2) 同寺子校寺教育 ア 高等学校に勤		 (2) 高等学校等教育職員給料表適用範囲
	379 342月44頁 ろう)学校又は養護学校に勤務する教育職	
		イ 盲学校、聾(ろう)学校又は養護学校に
	に勤務する教育職員((1)の中学校、小学	
-	表の適用を受ける者を除く <u>。)</u>	
「へき地手当」	の支給割合の改定	I
	100分の8 100分	m04
· 2級	100分の12 100分	Ø 8
· 3級	100分の16 100分	の12 ~ 100分の4
· 4級	100分の20 100分	の16
• 5級	100分の25 100分	021 J
・へき地に準ず	ずる学校 100分の4 1	00分の2
施行日	平成18年4月1日	
【その他参考事項】		
「栄養教諭」		
・学校教育法上	こ「栄養教諭」を位置付け、教育職員	免許法に栄養教諭の免許状を創設
・栄養教諭の職	務は、食に関する指導。平成 18 年度に	こ15人程度採用予定
へき地手当		
		_
	手当の月額)× 支給割合 (25%以内)